

2. 東京電機大学 中学・高等学校 同窓会 会則

第 1 章 名称および事務所所在地

(名称)

第 1 条 本会は、東京電機大学中学・高等学校同窓会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、本部を東京都足立区千住旭町 5 番 東京電機大学校友会内に置く。

2 本会は、本部のほかに東京都小金井市梶野町四丁目 8 番 1 号東京電機大学中学・高等学校内に事務所を置く。

第 2 章 目的

(目的)

第 3 条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて会員と母校との連繫を密にして、母校の発展に寄与することを以って目的とする。

第 3 章 会員

(構成員)

第 4 条 本会の会員は、正会員、在学会員および特別会員よりなる。

- (1) 正会員は、東京電機大学中学校、東京電機大学高等学校、東京電機工業学校、電機第一工業学校、同併設中学校、電機第二工業学校、同併設中学校および電機学園高等学校の卒業生とする。
- (2) 在学会員は、東京電機大学中学校および東京電機大学高等学校の在校生とする。
- (3) 特別会員は、東京電機大学中学校・高等学校の教職員および本会に特に功労のあった者で、幹事会で承認された者とする。

(議決権等)

第 5 条 正会員は、東京電機大学中学・高等学校同窓会総会（以下「総会」という。）の構成員となり、1個の議決権、選挙権および被選挙権を有する。

2 名誉会長、顧問、特別会員および在学会員は、議決権、選挙権および被選挙権を有しない。

第 4 章 役員等

(役員等の構成)

第 6 条 本会に次の役員等を置く。

- (1) 役員として会長 1 名、副会長若干名、会計 2 名、会計監査 2 名を置く。
- (2) 幹事として 50 名以内を置く。ただし、第 1 号の役員（会長、副会長、会計）は幹事を兼務するものとする。
- (3) 名誉会長 1 名を置く。
- (4) 顧問および参与若干名を置く。
- (5) クラス委員は、当該クラスより選出され、各クラス 3 名まで置くことができる。

(役員等の選任)

- 第7条 会長、副会長、会計は、総会において幹事より選出する。
- 2 名誉会長には、東京電機大学中学校・高等学校学校長を推戴する。
 - 3 会計監査は、幹事以外から総会において選出する。
 - 4 顧問は、名誉会長の経験者で、会長が推薦し、幹事会の承認を得るものとする。
 - 5 参与は、原則として会長（旧会則による幹事長）および会長に準ずる経験者で幹事会の承認を得るものとする。
 - 6 幹事は、会長が会員より推薦を受け、幹事会の承認を得た時点で任命・就任するものとする。

(役員等の職務)

- 第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、役員会および幹事会の議長となる。
- 2 副会長は、会長の任務を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の任務を代行する。
 - 3 会計は、本会の会計を担当する。ただし、本会の会計は校友会の会計の一部を構成するため、校友会事務局と連携して担当するものとする。
 - 4 会計監査は、本会の会計を監査し、幹事会に出席して意見を述べる事が出来る。
 - 5 総務は、総務担当および庶務担当に依り成り、本会の総務全般を担当する。
 - 6 幹事は、会務を分担し、本会の運営にあたる。
 - 7 クラス委員は、クラス会を開催し、本会との連絡を緊密にし、本会の発展を図る。
 - 8 名誉会長、顧問および参与は、本会の求めに応じて意見を述べる事ができる。

(役員等の任期)

- 第9条 役員等の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 会長は、総会で新たな会長が選出されたとき、幹事の任期が残存している場合でも、幹事の任期満了とみなされ幹事を退任する。
 - 3 役員に欠員を生じ会務に支障のあるときは、第7条の規定に従い、必要に応じて、これを補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 幹事の任期は、2年とし、再任を妨げない。
 - 5 幹事は、第7条の規定に従い必要に応じて、これを補充することができる。ただし、その任期は、新任時のみ当該年度と翌1年間とする。

第 5 章 会 議

(会議の種類)

- 第10条 会議は、総会、役員会および幹事会とする。

(総 会)

- 第11条 定時総会は、毎年1回会長がこれを招集する。
- 2 総会の議長は、出席者より選出する。
 - 3 次の事項についての決議および報告を行う。
 - (1) 役員を選出
 - (2) 事業報告および決算の承認、会計監査の報告
 - (3) 事業計画および予算の承認
 - (4) 幹事会で承認された幹事氏名の報告
 - 4 総会で決議され報告された事項については、第7条第1項ただし書きによる承認のほかは、校友会理事会に遅滞なく報告するものとする。

(役 員 会)

第12条 役員会は、役員により構成し、会長が召集し、会務を審議決定する。

(幹 事 会)

第13条 幹事会は、役員、幹事により構成し、必要に応じて会長が招集し、会務を審議決定する。

2 会員より推薦された幹事の承認を行う。

(決 議)

第14条 総会、役員会および幹事会は、出席人数を以って成立し、その決議は、出席人数の過半数をもって行う。ただし、会則の改正についての決議は、出席人数の3分の2以上の多数をもって行う。

第 6 章 委 員 会

(委 員 会)

第15条 会長は、業務遂行上必要であると判断した場合、幹事会の承認により、委員会を設けることができる。

2 委員会の委員は、会長が選任し、幹事会の承認を得るものとする。

3 当該委員会を開催した都度、会長にその結果を報告するものとする。

第 7 章 会 計

(経 費)

第16条 本会の活動費用に充てるための経費は、校友会から交付された資金をもって充当する。

2 諸会合に要する経費は、その実費を会員から徴収することができる。

(事 業 年 度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第 8 章 会 則 の 改 正 お よ び 委 任

(改 正)

第18条 この会則の改正は、総会の決議を経て行う。

(委 任)

第19条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は幹事会の承認により、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 本会則は、昭和35年4月17日より施行する。
- 2 昭和46年 5月15日 第6条第4 項一部改正
昭和47年 6月27日 第6条第1 項一部改正
昭和50年 6月 7日 第13条第1 項一部改正
昭和56年 6月27日 全面改正
昭和57年 6月26日 第13条第1 項一部改正
昭和60年 6月22日 一部改正
平成 4年 6月20日 一部改正
平成 9年 6月21日 一部改正
平成14年 6月15日 第6条第三号一部改正
平成16年 5月15日 全面改正
平成17年 5月14日 第8条第3項削除、第11条の変更、他一部変更
平成20年 5月10日 一部改正（第7条名誉会員を会長に、第10条会計監査追記、他）
平成22年 5月15日 全面改正（幹事を幹事会で承認出来るよう会則の改定を行い、更に細則の多くを本会則第7条に取入れた。また、会長は、新会長が選出された時点で、幹事を降りなければならないが、副会長・会計は、各新役員が選出されても幹事を継続する）
平成25年 4月 1日 全面改正（一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行）
平成25年 4月27日 会計2名に訂正および会計監査(2名)の追加
平成26年 5月17日 役員の明確化、総会議案についての決議および報告の明確化